

平成25年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

平成25年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ420,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月5日提出

さいたま市長 清水勇人

第 1 表 歲 入 歲 出 予 算

歲入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5
	1 使用料	4
	2 手数料	1
2 国庫支出金		104,000
	1 国庫補助金	104,000
3 事業収入		1
	1 事業収入	1
4 繰入金		192,792
	1 一般会計繰入金	192,792
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雜入	1
7 市債		123,200
	1 市債	123,200
歳入合計		420,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		410,524
	1 事業費	410,524
2 公債費		8,816
	1 公債費	8,816
3 予備費		660
	1 予備費	660
歳 出	合 計	420,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
指 土 地 区 画 整 理 事 業 扇	123,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ の他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、もしくは繰 上償還又は低利に借換え することができる。